

調査項目の説明

(1) 栄養状態

学校医により、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要すると判定された者。

(2) 脊柱・胸郭

脊柱異常及び胸郭異常と判定された者。

(3) 裸眼視力

裸眼視力検査の結果、両眼又は片眼の視力が1.0未満と判定された者。

両眼とも1.0未満の場合は低い方の視力。

なお、視力を矯正している者（眼鏡、コンタクト装着者）に対して、裸眼視力検査を省略した場合は、その者の所属する学級を対象外とする。

(4) 眼の疾病・異常

トラコーマ、流行性角結膜炎、流行性結膜炎、伝染性結膜炎、細菌性結膜炎、ウイルス性結膜炎、その他「伝染性」又は「感染症」と明記のある疾患と判定された者。もしくは伝染性眼疾患以外の眼疾患・異常{疑似トラコーマ、麦粒腫（ものもらい）、眼炎、斜視、睫毛内反、先天性色素網膜症（白眼児）、片眼失明、アレルギー性結膜炎等の疾患・異常}と判定された者。

また、視力低下の原因が明らかな眼疾患・異常（例えば網膜変性や緑内障などによるもの）をいい、近視・遠視・乱視等の屈折異常の者は除く）による者を含む。）

(5) 難聴

オージオメータを使用して検査をした場合、両耳とも1,000ヘルツにおいて30デシベル又は4,000ヘルツにおいて25デシベル（聴力レベル表示による）相当の音が聴取できない者。

(6) 耳鼻咽頭疾患

(a) 耳疾患の者

難聴以外の耳疾患・異常の者。例えば、急性又は慢性中耳炎、内耳炎、外耳炎、メニエール病、耳かいの欠損、耳垢栓塞等の疾患・異常と判定された者。

(b) 鼻・副鼻腔疾患の者

鼻・副鼻腔疾患・異常の者。例えば慢性副鼻腔炎（蓄のう症）、慢性的症状の鼻炎、鼻ポリープ、鼻腔隔彎曲、アレルギー性鼻炎（花粉症等）等の疾患・異常と判定された者。ただし、インフルエンザ又はかぜによる一時的な鼻炎等の疾患・異常と判定された者は除く。

(c) 口腔咽喉頭疾患・異常の者

口腔咽喉頭疾患・異常の者。例えば口角炎、口唇炎、口内炎、唇裂、口蓋裂、舌小帯異常、だ石等のある者、アデノイド、扁桃肥大、咽頭炎、急性又は慢性的症状の喉頭炎、扁桃炎、音声言語異常等の疾患・異常と判定された者。

(7) 皮膚疾患

(a) アトピー性皮膚炎の者

アトピー性皮膚炎と判定された者。

(b) その他の皮膚疾患の者

伝染性皮膚疾患、毛髪疾患等上記以外の皮膚疾患と判定された者。

(8) 結核

精密検査（エックス線直接撮影、喀痰検査等）の結果、結核患者として判定された者。また、個人的に医師の診断を受けて結核と診断された者及び以前から結核で休養している者を含む。

(9) 結核に関する検診

(a) 委員会での検討を必要とする者

結核に関する検診の中で、教育委員会が設置する結核対策委員会等で精密検査の要否等の検討を要した者。

(b) 結核の精密検査の対象者

結核に関する検診の中で、委員会での検討を必要とする者のうち、その検討の結果、精密検査（エックス線直接撮影、喀痰検査等）の対象となった者。

(10) 心電図異常

心電図検査の結果異常と判定された者。ここでいう異常とは、医師が心電図所見を見て異常と判断した者、又は精密検査を要する者（一次検診）を指し、単に心電図所見を記入してある者で、特に医師が問題を指摘しなければ、正常として取り扱う。

(11) 心臓

心膜炎、心包炎、心内膜炎、弁膜炎、狭心症、心臓肥大、その他の心臓の疾病・異常の者。心音不順、心雜音及び心電図異常のみの者は含まない。

(12) 蛋白検出

尿検査のうち、蛋白第1次検査の結果、尿中に蛋白が検出（陽性 +以上、又は擬陽性±と判定）された者。

(13) 尿糖検出

尿検査のうち、糖第1次検査の結果、尿中に糖が検出（陽性 +以上と判定）された者。

(14) 寄生虫卵保有

回虫卵、十二指腸虫（鉤虫）卵、蟅虫卵、その他の腸内寄生虫卵のうち一種類以上の虫卵が検出された者。

(15) その他の疾病・異常

(a) ぜん息の者

気管支ぜん息と判定された者。

(b) 腎臓疾患の者

急性及び慢性腎炎、ネフローゼ等の腎臓疾患と判定された者。

(c) 言語障害の者

話し言葉の働きに障害のある者をいい、吃音（どもり）、発音の異常、発声の異常（聞き手が理解しにくい程度の発音や声の障害）、口蓋裂、脳性麻痺等に伴う言葉の異常、難聴による発音の異常、その他情緒的原因による緘黙症、自閉症や言語中枢に障害のある失語症等の者。

(d) その他の疾病・異常の者

この調査のいずれの調査項目にも該当しない疾病及び異常の者。

(16) 歯・口腔

(a) う歯の者

乳歯又は永久歯がむし歯の者。(要観察歯 C Oは含まない)

(ア) 処置完了者

乳歯、永久歯を問わず、すべてのう歯の処置が完了している者。
未処置歯が1本でもあれば、「未処置歯のある者」として取り扱う。

(イ) 未処置歯のある者

乳歯、永久歯を問わず、う歯の処置を完了していない歯が1本以上ある者。

(b) 歯列・咬合の者

不正咬合の疑いがあり、専門医による診断が必要とされた者。

(c) 頸関節の者

頸関節症の疑いがあり、専門医による診断が必要とされた者。

(d) 歯垢の状態の者

歯に相当の付着がある者。

(e) 歯肉の状態の者

歯肉に炎症があり、専門医による診断が必要とされた者。

(f) その他の疾病・異常の者

上記以外の歯・口腔の疾患・異常のある者。

(17) 永久歯のう歯等数(喪失歯及びう歯の本数)

(a) 喪失歯数

永久歯が脱落したり、抜去したりして歯がない状態の本数。

(b) 処置歯数

う歯を充填、補綴（金冠、継続歯、架工義歯の支台歯等）によって歯の機能を営むことができると認められる状態の永久歯の本数。

(c) 未処置歯数

う歯と判定された永久歯の本数。(要観察歯 C Oは含まない)